

4 結 語

A 内裏北外郭官衙の性質

平城宮第2次内裏地域の北に隣りする内裏北外郭地域は、平安宮中重の蘭林坊・桂芳坊・華芳坊の位置に相当し、それらの前身的な性格をになっていた可能性も考えさせる。しかし遺構

- * の状況を検討し、遺跡全体の変遷をたどると、この地域が最も整備された第II期、すなわち養老5(721)年ころから奈良末にいたる期間に中区に存在したのは、正殿・倉庫等主要部分と、作業場等の付属部分とから成る官衙と推定される。いっぽう文献によって考察すると、平安宮の三坊は、臨時に御在所になるなど内裏の予備的機能を果しており、内裏北外郭地域をただちにこれら三坊の前身とみることはふさわしくないと思われる。それではどのような官衙がこの地域に存在したのか。

第I期の内裏北外郭地域については、遺跡からも遺物からも具体的に論することはできず、いたずらな憶測はひかえることにしたい。

第I期建物の性格不明

第II期の当地域にかんしては、遺跡および木簡・墨書き土器・墨書き土器その他による検討が可能である。とりわけ東区の土墳SK820出土の木簡によって近傍に所在することが想定できる

- * 官衙名はすくなくない。比較的せまい面積を占める東区の中で、これらすべての官衙の所在を考えることは不自然であって、中区をふくむ周辺にも係るものとみるべきであろう。以下、この立場にたって論をすすめることにしたい。

第II期に内裏北外郭地域に存在した可能性をもつ官衙名をすべて列挙すると、左兵衛府の詰所、宮内省の内膳司・大膳職・園池司・采女司・官奴司・主水司、中務省の内藏寮・内匠寮・

第II期建物の官衙候補

- * 縫殿寮があげられる。これら数多くの候補の中から、いくつにしほることができるか。

左兵衛府の詰所 SK820出土木簡には、「西宮」すなわち「第2次内裏」の諸門を守る兵衛に係る木簡(PL. 36—91・92・100)が43点ある。これから左兵衛府の詰所の所在を考えることはすでに明らかにしたが、いま要点をくりかえしておく。令の規定によると、衛門府が外門(宮城門)を、衛門府・衛士府が中門(宮門)を、そして兵衛府が内門(閤門)をそれぞれ守衛

- * することになっている。いまとりあげている西宮兵衛木簡は、西宮東半部の内門・施設を守るべく配置された兵衛の朝夕料を請求した伝票であるから、これら兵衛の所管は左兵衛府と考え左兵衛府てよからう。

左兵衛にさしだされたと予想される食料請求伝票が、SK820にまとめてすてられている事実は、付近に左兵衛府が存在した可能性をいちおう考えさせる。しかし左兵衛府の守衛範囲は西

- * 宮のみに限られたものではない。したがって、この場所近くに所在したのは、左兵衛府自体ではなく、むしろその関与する職務の一部をはたすところ、すなわち西宮兵衛の詰所であった可能性がより大きい。この詰所の食料担当官が本府に対して食料を請求し、本府は食料支給に際して、それが誰に支給されるものかを明確にするため、請求伝票を食料につけてもどしたと考えれば、詰所付近に請求伝票がすてられても不自然ではない。左兵衛府の詰所が、天平末年ころにSK820付近、おそらく東区に所在したと解釈しておく。

東区に左兵衛府の詰所

1) 『平城宮木簡一』解説(前掲) pp. 27。

内 謄 司 中区東半部の土壙 SK 870 出土の須恵器の盤には、「内裏盛所」の墨書 (PL. 60—63) がある。『延喜式』内謄司・造酒司条によると、内謄司には盛所・御賛殿・大炊殿などの施設がある。「内裏盛所」は、まさしくその盛所に係るものであろう。この土器は平城宮Vに「内裏盛所」ぞくしており、宝亀年間(770~780年)ころ、SK870からそう遠くないところに内謄司が存在し

* たことをしめすものといえよう。

東区の土壙SK820で出土した木簡には、贋物貢進の荷札 (PL. 37) が46点あり、付札総数151点中の30.5%を占めている。これは、宮内の他の地点で贋物荷札の出土が稀である (Tab. 32) こととくらべて、きわだった数といわなければならず、やはり付近に内謄司が所在した可能性を強くしめしている。

* SK820出土木簡には、土師器の製作に従事した女6人が、1年間の糧米を請求した伝票〔176〕があり、また「供御末齋一石五斗」の付札〔472〕がある。また鶴飼に関連するらしい文書〔1944〕もある (p.59)。この3点もまた内謄司あるいは大謄職との係りをもっている。

	宮内文書	付札	付札のうちわけ						
			調	贊	米の付札	酒・酢の付札	その他付札	不明の付札	
内 裏 北 外 郭 SK820	430 74.0%	151 26.6%	70 46.4%	46 30.5%	10 6.6%	0	9 7 %	16 10.6%	
内裏東外郭東方 SD3035 (造 酒 司)	200 66%	103 34%	5 4.9%	7 6.8%	33 31.7%	31 30.1%	16 15.5%	11 10.7%	
SD1250 宮 域 東 南 閣 SD3410 SD3935 (式 部 省) SA4120	(うち酒にかん するもの23点)								
	358 92.7%	28 7.3%	2 7 %	0	0	0	26	0 93%	

Tab. 32 平城宮付札木簡出土数

中区東半部の土壙SK2107からは「大謄」と記したらしい墨書土器(推定平城宮Ⅱ~Ⅲ)が出土²⁾した。この墨書と上記2木簡をもって、本調査地域西隣りを大謄職とした先の想定をくつがえし、内裏北外郭地域に大謄職の所在を考えるべきかというと、それは否である。大謄職が第Ⅱ-2~3期にわたって第1次内裏地域北方に存在したことは、木簡・「斎所」墨書土器と大規模な井戸とによって動かしがたい。したがって第Ⅱ-2期にぞくする上記2木簡〔176・472〕がしめす近傍の官衙は、大謄職ではなく、やはり内謄司であろう。いっぽう「大謄」墨書土器が平城宮Ⅱにぞくするとすれば、その点を重視し、また第1次内裏地域北方の大謄職が第Ⅱ-2期に始まるとする想定と結びつければ、大謄職が第Ⅱ-1期には内裏北外郭地域中区にあり、第Ⅱ-2期にいたって、その西隣りに移建されたという推定をみちびくこともできる。しかしながら先にもみたように、第Ⅱ-1~3期における中区は、建物を一部を撤去し新築するといでの、一連の変遷をとげているようであって、機構改革や移建にともなうような大規模な改作を遺跡の上でうかがうことはできない。以上のような想定によって内裏北外郭地域に所在を予想される官衙の中から、大謄職は除外して考えてよいであろう。

園 池 司 SK 820 出土の土器の中、オウム・鳥の餌入れの墨書土器 (PL. 58-3 3'·4)・鳥の墨画土器 (PL. 57 1·2)、鳥と官人の刻画土器 (PL. 62-84) 等、鳥関係の表現をもつものが集中的にみとめられる。これは宮城の他の地点には例をみない。鳥から類推される官衙は園池司である。園池司は、供御の蔬菜・果樹を植える園池を管轄した官司であって、鳥を飼うこ

2) 『平城宮調査報告Ⅱ』(前掲) pp. 111。 3) p. 104—(30)。

贋物荷札
集中出土

大謄職所在を否定

ともその職務の1つである。中区東半部の広い空間地をただちに蔬菜・果樹と結びつけることはできないが、付近に園池司が存在した可能性はじゅうぶんといえよう。

采女司・官奴司・縫殿寮 SK820出土木簡には、嬬・官婢にかんする記録〔168～172, 636〕がふくまれており、采女司・官奴司が近くに所在したことを考えさせる。さらに糸・織維製品の付札〔480～490, 494～522〕、糸巻・紡錘車をみると采女司が縫殿寮との係りを思わせる。宮域東方官衙地域(6AAE 6AAF 第22次南調査)で出土した木簡には「縫殿」と記すもの〔2598・2698・2722・2723〕があり、縫殿寮をさす可能性もある。しかし、縫殿寮は、平安宮における配置からも類推されるように、後宮近くに所在すると考えるのが自然であって、「縫殿」木簡は、東院に所属した縫殿をさすものであろう。なおほかに、付属官司としての縫殿の実例をしめす木簡としては、阿弥陀淨土院跡出土の「^ノ坤宮官縫殿……」がある。^{*}

主水司 本調査地域の南端、内裏北面築地回廊のほぼ中央を南流する溝SD941は、南接する第2次内裏地域の凝灰岩溝SD4740に注ぐものであって、上水を流した施設とみられる。しかし、そのSD941は北に続かず途絶えており、遺構の上で源をしめすことはできない。水源としては中区東半部の井戸SE2128以外にみあたらない。懸樋など遺存しにくい施設の存在を想像するほかはない。このような想像がなりたつならば、水の供給に関与する主水司が付近に存在した可能性も否定できない。^{*}

内蔵寮 中区東半部の土壙SK2101から「藏部」に関連する木簡が2点〔1943・1946〕出土している。この木簡に限れば、藏部が大蔵省・内蔵寮のいずれに所属する伴部かは断定できない。ここで注意にのぼるのは「従常宮雜物」と記した木簡〔1947〕である(PL. 40)。常宮は、万葉集4301の詞書に「東常宮」とあることから東宮をさすと考えられ、東宮からの雜物請求先の官衙が中区東半部付近に存在した可能性をしめしている。その請求先としては大蔵省よりもむしろ内蔵寮の方がふさわしい。したがって先の「藏部」もまた内蔵寮に関連するものと考えたい。^{*}

さらに土壙SK2102から出土した扉金具進上文書木簡〔2083〕がある(PL. 40)。その保管場所としては内蔵寮か内匠寮が考えられ、これまた近傍に所在した可能性が考えられる。

以上概観してきたように、内裏北外郭地域には、宮内省・中務省の被官である内裏供奉官司の存在が考えられるのであって、数多くの官衙名を候補としてあげることができる。このうち左兵衛府の詰所は予想される規模から類推して東区に存在したものと考えたい。中区に所在した可能性をもつ官衙は多くにのぼるにかかわらず、遺跡自体からは1つの官衙の存在を考えるのが妥当であって、職・寮規模の官衙が複数存在したことは考えにくい。そこで先にかけた官衙のうち、最も充実した関連資料をもつ内膳司が存在した可能性を第1にかけておきたい。^{*}

ここで注目されるのは、内膳司が園池司・采女司等と密接な係りをもっている事実である。すなわち園池司は内膳司との関係が深く、くだって寛平8(896)年には内膳司に併合されている。また、平安宮古図では、中重のなかで内膳司と采女司が隣りあって共通する一画をしめている。奈良時代においても内膳司と采女司は密接に結びついていたとも考えられる。天平年間に采女朝臣比等が内膳司と采女司との長官を兼任した事実もまた両者の深い関係をしめすもの^{*}

4) 『平城宮木簡二』解説(前掲) p.20。

『年報1973』PL. 5, p. 37)。

5) 坤宮官の下に光明皇太后の日常生活に係る下級官司がおかれていた。縫殿もその1つと考えられる(今泉隆雄「1972年度発見の平城宮木簡」

6) 正倉院文書天平17年内膳司解による『大日本古文書』巻2 p. 406。

7) 『年報1967』p. 38。

ともいえよう。このようにして内膳司と園池司・采女司等は、機構の上ではそれぞれ独立してはいても、機能的には互いに密接に関係していたのであろう。しかもこれら個々の司の占める面積、必要とする建物棟数等の規模は、寮・職の場合とは違って、それほど大きいとは考えられない。したがって中区の築地の中に内膳司およびそれと密接に関連する司が共存し、西半部

* の正殿・倉庫など主要部分と、東半部の作業場など付属部分とをそれぞれ共有あるいは分有した可能性はじゅうぶんに考えられる。

内膳司と他の司が共存

B 内裏北外郭官衙の終焉

内裏北外郭の官衙は、「第2次内裏」とともに、奈良時代末まで存続したと考えられる。平城宮Vにぞくする「内裏盛所」墨書き土器はそれを証明する1資料である。内裏北外郭の官衙が

* 内裏に密接に係る内膳司等であるとすれば、延暦3(784)年に天皇が長岡宮に移るとあい前後して、その地に移ったと考えるのが自然であろう。内裏北外郭地域の第II期の遺構と係る土器が平城宮Vにとどまっており、平城宮VIをふくんでいない事実は、この地域が長岡京の時代に空白になっていたことの反映と読みとりたい。

内裏北外郭空白の時代

第III期に入ると本地域の様相は一変する。築地をうしない、3つの建物群が散在するのみで*あって、そこにはかつての整然たる官衙の面影はない。第III期には、第1次内裏地域・第2次内裏地域にも、それぞれ建物群が存在しており、平城上皇に係るものと考えている。とくに第1次内裏地域の建物配列は、御在所にふさわしい状況を呈している。この時期にあって内裏北外郭地域の果した役割は何であったか。散在する建物群、これをしも官衙とよぶとすれば、それは本来の官衙としての性格を変じ、宮廷的機能はもつが行政的機能はもたないといったてい*どのものだったのではあるまいか。もう一つ考えられるのは、これらの建物群が平城上皇の姻戚なり臣下なりの住いだった可能性である。

散在する建物は住居か

第III期における内裏北外郭地域の建物には重複はみとめられない。わずかにSB520のみを改築しているだけである。そして後続する建物の存在をみとめることはできない。この事実は第III期の建物が、およそ2,30年存続した後、内裏北外郭地域が放棄された結果であろう。第III期をもって建物が終りとなる状況は、第1次内裏地域にも共通することである。いっぽう第2次内裏地域においては、第III期およびそれ以後の建物が40棟ほどみとめられ、しかも重複関係から、これらが数次にわたっていとなまれたことが判明している。

内裏北外郭地域・第2次内裏地域の建物存続状況が異なることと照応するのは、土器の下限にみとめられる違いである。すなわち、内裏北外郭地域においては、第III期の遺構と関連する*平城宮VIIの土器より下る土器はほとんどみられないのに對して、第2次内裏地域では、平城宮VIIに続く新しい土器がかなり豊富にみいだされている。

平城上皇は天長元(824)年に死去する。この年の宣勅に、「平城西宮は平城上皇の親王らすべてからく任意に左右せしむべし」(『類聚符宣抄』卷6)とあり、また承和2(835)年には、平城旧宮廻水陸地40余町を平城天皇第3子高岳親王に賜っている。第2次内裏地域が平城上皇死去*去の後もなお長らく宅地として存続したのに対し、内裏北外郭地域の建物群は、上皇死去後遠からず撤去され、田畠と化したものと考えたい。近い将来、第1次内裏地域・第2次内裏地域の変遷の実態がいっそう明らかにされたとき、内裏北外郭地域の変遷終末についてもまた、より鮮明に把握されるものと期待したい。

内裏北外郭地域の放棄

7) 鬼頭清明「皇后宮職論」『研究論集II』(前掲)。